

平成17年9月6日(火曜日)第3回定例会

出席議員(20名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	榎 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	7番	猪 倉 謙 太 郎	議員
8番	石 川 忠 義	議員	9番	鈴 木 賢 也	議員
10番	荒 木 春 吉	議員	11番	柏 倉 信 一	議員
12番	高 橋 勝 文	議員	13番	高 橋 秀 治	議員
14番	佐 藤 良 一	議員	15番	佐 藤 暘 子	議員
16番	川 越 孝 男	議員	17番	内 藤 明	議員
18番	那 須 稔	議員	19番	佐 竹 敬 一	議員
20番	遠 藤 聖 作	議員	21番	伊 藤 忠 男	議員

欠席議員(1名)

6番 松 田 孝 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選挙管理委員会	
奥 山 幸 助 委 員 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
行 財 政 改 革	
菅 野 英 行 推 進 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
	花・緑・せらぎ
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	犬 飼 一 好 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	木 村 正 之 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	尾 形 清 一 地 域 振 興 課 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	兼 子 良 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	熊 谷 英 昭 管 理 課 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	布 施 崇 一 社 会 教 育 課 長
	選挙管理委員会
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	鈴 木 一 徳 事 務 局 長
	監 査 委 員 長
安孫子 雅 美 監 査 委 員	宇 野 健 雄 事 務 局 長
清 野 健 農 業 委 員 会	
事 務 局 職 員 出 席 者	
片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

平成17年9月第3回定例会

議事日程第3号

第3回定例会

平成17年9月6日(火)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成17年9月6日(火)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
6	農政の課題について	「担い手」育成の現状と展望について	3番 鴨田俊・	市長
7	花咲かフェアINさげについて	3回目の開催を終えての感想は 財源確保の検討について 来年度の開催に当たり、県が公募 している最上川ふるさと総合公園 の指定管理者制度導入との関係に ついて	11番 柏倉信一	市長
8	指定管理者制度について	導入に当たっての検討課題について		市長
9	防災対策について	震災対策の充実について 耐震診断(公共施設及び個人住 宅)について 活断層調査について 自主防災組織と防災マップについ て	20番 遠藤聖作	市長
10	情報の公開手段について	HPの積極的活用について 条例を含む市政情報の掲載につい て 市民の声欄の新設について		市長

再 開 午前9時30分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、松田 孝議員、佐竹敬一議員であります。（佐竹敬一議員は途中出席）

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、きのうに引き続き一般質問を行います。

鴨田俊・議員の質問

新宮征一議長 通告番号6番について、3番鴨田俊・議員。

〔3番 鴨田俊・議員 登壇〕

鴨田俊・議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、また、通告内容に関心のある市民の声を代表し、私の考えも入れながら、通告番号6番、農政の課題につきまして質問をする次第であります。

少子化の傾向はますますその度合いを強めているようでございます。先ごろ発表された人口動態統計速報値では、出生数では昨年度と比較して2万3,321人減少し、ことし日本の上半期の人口が3万1,034人減ったと、このように発表されました。この結果、日本の人口減少は2007年からと推測されておりましたが、2年早まりましてことしから始まるとの見方が出てきております。

同時に、日本人の高齢化は着実に進行しておりまして、社会全体に大きく影響してきていることは周知の事実であります。

このような中で、農地を守り農業の発展をするためには、農業の後継者、農業の担い手の育成こそが本市農政でも最も重要で、かつ緊急の課題であると思っております。

そして、この担い手の育成が平成16年4月からスタートした水田農業ビジョンでも大きな項目として位置づけられております。この水田農業ビジョンを通して、担い手育成の現状や課題、そしてこれからの展望について質問をしていきたいと思っております。市長の率直な答弁に期待するものであります。

ご案内のように、水田農業ビジョンはおおむね平成16年度から平成18年度までの3カ年の水田転作推進のため、その基本的な方策として策定されたものであります。内容としては、主として売れる米づくり、転作作物の振興、水田農業効率化のための農地利用集積、担い手の明確化と育成の4点であります。水田農業ビジョンがスタートしまして17カ月、計画の半分の期間が過ぎようとしております。このビジョンの内容4点につきまして、どのように進展しているのか、お伺いいたします。

さて、農水省では2007年度から水田作経営の安定策として、現行の稲、麦、大豆などの品目別対策、すなわち、すべての農家を対象とした対策を見直して、経営の担い手に絞った品目別横断の対策への転換を図るとしております。

担い手には、一元的な経理や法人化計画など経営実体のある集落営農組織と、認定農業者を基本とした個人とがあります。現在、集落営農組織は本市では一、二カ所で組織づくりが進行中であるのみで、やはり認定農業者が当面の担い手の中心としてやっていく必要があるものと思っております。

担い手の基本、中心となるべき認定農業者、その制度が平成6年12月にスタートしてはや10年になります。助走期間のようなものを含めての10年が過ぎ、また次の10年が始まりました。この制度が10年経過したことと、2007年度の水田農業対策の転換などにより、認定農業者制度の意義、認定農業者の位置づけがより重要視されてくるのではないかと、このように思っております。認定農業者か否か、市町村での認定農業者制度への加入率などによって、国の補助などがそれぞれに濃淡が生じてくるものと思っております。

このように考えられる中、本市認定農業者の改定がことし3月に行われました。前年度217名が今年度は194名で23名減であります。全国では約19万2,000人、前年度より5,000人程度増加しております。山形県では7,089人で、前年度より430人ほど増加しております。

認定農業者が、今後その位置づけがさらに重要視されてくるであろうと考えられる中で、本市では減少しておることは、まことに残念な気がいたします。私は認定農業者制度への理解をさらに向上させ、認定農業者の数をふやすべきだとこのように思っております。

市長は、現在の認定農業者制度のあり方や、担い手育成の有効性、そして認定農業者をふやす対策、例え

ば水田農業ビジョンに登録された担い手の認定農業者登録推進などはどのように考えているのか、お伺いいたします。

ところで今、担い手たる主業農家は、その仕事量では人的、設備的能力から見て100%以上のものを抱えているのが現実であります。そして、高齢化により放棄されようとしている耕作地の引き受け手としてこの主業農家が大いに期待されているのも現実であります。しかしながら、このような農地をこれからも全部引き受けていくには、主業農家、つまり担い手には余りにもその許容量が少ないこともまた現実であります。今進めている農地の集積化の中で、このことがネックになっているのではないかと、このように思っております。このような現実の中では、どうしても新しい農業者、新しい担い手の確保が必要との思いが出てくるものであります。

来る2007年は、団塊の世代と言われる人たちが定年を迎える年であります。御案内のように、団塊の世代と言われる人たちは数が多いことで有名であります。この人たちの動向は、これからの日本の社会にさまざまな面で大きな影響をもたらすと言われております。私はまだまだ能力的に、体力的にすぐれているこの世代の人たちをぜひ農業にとまっている一人であります。

水田農業の担い手育成とあわせて、新規就農者の供給源となり得るこれらの団塊の世代に対して、就農させるための誘引策、推進策を考えるべきと思っておりますが、市長の所見をお伺いいたします。

最後になりますが、市がブランド化を考えているさくらんぼ、「紅秀峰」の作付拡大についてお伺いいたします。

紅秀峰の作付拡大は、市の第5次振興計画基本構想の中にありますが、水田農業ビジョンの中にも転作推進作物として計画してあります。作付拡大計画では、平成18年と19年度の2カ年で50ヘクタールの作付と伺っております。大変大きな面積だと思っております。

御案内のように、紅秀峰は収穫するまでの期間が長い上、佐藤錦と比較して芽欠きや花摘み、そして摘果など、手数がかかることが経験上わかっております。50ヘクタールの作付面積を達成するには、相当大きな数の作付者が必要と思っております。先ほど申しあげましたが、今担い手にとって経営面積の拡大には厳しいものがあります。市はどのような考え方、方法によってこの作付面積を達成していくのか、お伺いいたしまして第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

農政の何問かに答弁申しあげます。

本市では、国の新たな米政策改革大綱を受けて、昨年3月に農協等の関係団体と市、農業委員会等で組織する寒河江市水田農業推進協議会を設立し、ブランド米の確立と高収益作物の振興と農地利用集積の推進と、それから担い手の育成などの将来方向を明らかにした寒河江市水田農業ビジョンを策定いたしまして、平成16年度から取り組みを行っているわけでございます。

その中で、売れる米づくり対策についてでございますが、本市は清流寒河江川のきれいな水と土壌条件などの生産条件に恵まれ、従前から良質米の産地であり、おいしい米のブランド確立及び消費地から期待される食味米の確保に努めてきたところであります。

消費拡大については、「はえぬき」を基幹品種として位置づけ、産地から食卓まで顔の見えるトレーサビリティシステムの構築及び減農薬米である「土づくり安心米」の生産拡大を図り、すべて売り切る体制づくりの構築を図ってまいりました。その結果、出荷作付面積に対する土づくり安心米の作付割合は、平成15年度は48%でありましたが、平成16年度には59%、平成17年度には72%と年々増加してきております。平成18年度の目標は80%に設定されており、伸び率からするとクリアできるものと考えております。

次に、転作作物の振興についてでございます。

先ほど申しあげました水田農業ビジョンでは、稲作所得以上の所得確保を目指し、適地適作を基本として水田の有効利用を図り、大豆などの土地利用型作物や、収益性の高い園芸作物の作付拡大を推進いたしまして、転作作物の振興を図ることとしております。

特に、大豆、エダマメ、ネギ、アスパラガス、花木の5品種を最重点作物として位置づけ、これまでに県の補助事業である園芸産地拡大強化支援事業によりまして、エダマメのコンバイン、それからネギの選別機の導入による労働力の省力化を図りながら、各生産組合と一体となり生産拡大に積極的に取り組んできたところでございます。その結果、転作面積に対する5品目の割合については、平成15年度は417ヘクタールで61%でありましたが、平成17年度には423ヘクタールで76%までふえてきており、主力作物への移行が進んでおります。

次に、水田農業の効率化のための農地利用集積について申しあげます。

ビジョンでは、農作業の効率化とコスト削減、遊休農地防止などのための農地利用集積が不可欠であり、地域ごとに担い手への集積に取り組むこととしております。このため、農業委員、JA、土地改良区などの関係団体がJA支所単位で市内9地区において、担い手確保と農地利用集積に取り込む組織として、農用地利用改善組合の設立を計画しております。これまでに三泉、南部地区において組合が設立され、残りの7地区においても現在集落での話し合いやアンケート調査などが行われており、今年度内には新たに数地区において組織されると聞いております。

本市における認定農業者を中心とした担い手に対する農地利用集積は、平成16年度末で集積面積1,254ヘクタール、率にしまして52%となっております。平成18年度の目標面積1,361ヘクタール、率で56.5%であります。今後新たな農用地利用改善組合が設立される予定であることから、目標は達成されるものと考えております。

それから、担い手の問題でございます。その明確化と育成についての御質問でございます。

担い手の明確化については、稲作農家を対象に従来の耕作意欲などの意識調査を行い、意欲のある農家についてさきの農用地利用改善組合などを活用し、農地利用集積や機械、施設の導入による経営基盤の強化を

図りながら、規模拡大を支援し育成を図ってまいりたいと考えております。

それから、認定農業者制度のあり方、それから担い手の認定農業者への移行促進についての御質問にお答えいたします。

認定農業者制度は、経営感覚にすぐれた効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある農業者を育成するため、平成5年に農業経営基盤強化促進法の施行により創設されたもので、みずからの創意工夫に基づき経営改善を計画的に進めようとする農業者の農業経営改善計画を市長が認定して、その経営発展を支援する制度でございます。御案内かと思えます。

本市では、平成6年に159名の方が初認定され、一時期は200名を超えたこともございますが、平成17年6月現在では、新規、再認定を合わせ194名の方が地域農業の核となる推進役となって頑張っているところでございます。

基本構想に基づく認定農業者制度は、将来の本市農業の確立を左右するものであり、その充実強化には今後とも積極的に取り組んでいかなければならないものと考えております。しかしながら、認定農業者の高齢化により、年齢による資格要件の喪失などによって再認定者は減少しているのが事実でございます。認定農業者だけでは地域農業を守り発展させていくことは難しくなっているのではないかと考えられます。

国の担い手経営安定対策では、水田経営規模が4ヘクタール以上の認定農業者と、それから20ヘクタール以上の集落営農組織が育成目標となっております。しかし、本市で4ヘクタール以上の稲作大規模経営農家は35戸とごく少数でございます。高齢化の進行及び後継者不足等もあり、今後大きな増加は見込めない状況でございます。このため、水田農業ビジョンでは、地域の実情によって認定農業者以外でも担い手として認めることとし、419名をリストアップし、今後はこれらの担い手に農地利用集積などの支援を行い、地域の水田農業の中心を担っていただくことにしております。

担い手の認定農業者への移行促進については、水田農業ビジョンに位置づけられている担い手のうち、認定農業者になっていない担い手に農地の利用集積を積極的に促進するとともに、規模拡大を促し、本市の基本構想に基づいた生産者の経営改善計画書の策定指導に当たっていかなければならないものと考えております。

さらに、市の認定農業者協議会や、若い農業後継者で組織する担い手の会との連携を図りながら、当該農業者への個別訪問などによる制度の普及、周知に取り組みまして、認定農業者への誘導を関係機関挙げて積極的に進めていきたいと考えております。

次に、団塊の世代に対する誘引策でございます。

本市における新規就農者は、ここ5年間で31名であります。近年増加傾向にあり、Uターンして就農する方も多くおられます。これらの新規就農者について就農形態を見ますと、Uターン者、それから新規卒卒者とも農業後継者として就農する方がほとんどであり、親の経営基盤を受け継ぐか、もしくは親と共同で農業経営に当たる場合が多く、全く新たに農業経営を始めた、農家以外からの新規参入者は当時30代後半、40代前半の2名のみで、就農前1年間は農家での研修を経て就農したものであります。また、いずれもすぐ収入を得られる野菜や花卉の施設園芸型農業への就農でございました。

団塊の世代の方々を新規就農者として誘引してはとの御質問でございますけれども、農業については、一定の知識、それから経験、技術と体力などが必要と思われることから、一定の研修などの段階が必要ではないかと考えているところであります。農業に取り組む意欲のある方については、現在の担い手農家への労働の提供を行っていただくなど、地域営農の中で御活躍をお願いしながら、今後関係機関とも検討していく課題であると思っております。

最後に、紅秀峰の作付拡大達成したときの人員対策についてでございます。

御案内のように、本市のさくらんぼについては、まちづくりのシンボルとして位置づけ、さくらんぼにこだわったまちづくりを生産者と関係団体、市民、行政が一体となった努力の積み重ねによりまして、寒河江

を日本一のさくらんぼの里として全国にアピールし、寒河江はブランド力の強いさくらんぼの産地として名声を確立してきたものと考えております。

さらに、紅秀峰の作付拡大については、収穫時期の延長できる高品位の紅秀峰を本市の新たなブランド品として奨励し、産地間の差別化を図りながら、生産者と一体となり進めてまいりたいと考えております。このため、市とＪＡでは平成17年度から平成19年度までの3カ年で紅秀峰を50ヘクタール新植し団地化を図り、新たな「紅秀峰の里さがえ」を構築してまいりたいと考えております。

この50ヘクタールの拡大を図った場合の担い手の問題の質問でございますが、拡大対象者については、個人対応ではなく集落営農を基本とした団体、組合などの組織での対応とし、新植は団地化を図りながら共同作業及び機械化、スピードスプレーヤー、それから低木栽培などによる省力化を図り、作付面積の拡大をお願いしてまいりたいと考えておるところです。

また、芽欠き、花摘み、摘果作業等の人員対策でございますが、現在ＪＡでさくらんぼの収穫期だけに限定して行っておりますところのアグリヘルパー制度の拡大による対応について、ＪＡと協議を行っているところでございます。

本市の農業生産性の向上及び周年観光農業の推進を図るためにも紅秀峰の生産拡大は重要であり、県の指導をいただきながら生産者及び市さくらんぼ部会、ＪＡなど関係機関と一体となり推進してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

新宮征一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 丁寧な答弁、本当にありがとうございました。

補足をしながらちょっと質問をしていきたいとこのように思っております。

水田農業ビジョン、平成16年度から大体18年度の3カ年ということで策定されたものでした。この水田農業ビジョン、3カ年ばかりではなくて、市はこれからもずっとこれを推進していかなければならないと、このようなことでございます。

国の農業構造の展望によりますと、平成27年度、2015年度まで一応進めて、そこで一応農業の構造改革というものをもう完成しようと、今のような、そのような計画でやっているようでございます。平成16年43万主業農家を33万から37万の主業農家にすると。法人を1万、集落営農を2万から4万ぐらいの数に集約すると。で、土地の集積率を80%まで集めてしまうと、そういうふうな構想でございます。プロ農家を育てるといことだそうでございます。

このような農業構造の展望、ここまで行くには今現在やっている水田農業ビジョン、これをまず達成させなければならないということでございます。ここでつまずくと、ここまでたどり着くのが大変なこととこう言われております。そういう意味で、期間の半分でございますけれども1年ごとのチェック、または終わったらさらにチェックというようなことをして、この農業改革をこうやっていかなければならないのかなと、そういう意味合いで質問した次第でした。

売れる米づくり、安全安心米ということで、今JA等で取り組んでいるわけでございます。おおむね良好な状態で進んでいるのかなと。ただ、寒河江市で1,200ヘクタールほどの作付がございます。そうすると、12万俵ですか、大体、1反当たり10俵とれると12万俵。そのうちで特裁米ですか、そして企業からの要請というのが8万5,000俵あるそうでございます。そのようなことで、だんだんふやして行って、値段は高くはならないんですけども、確実に寒河江の米が消費されるというふうな方向になっているそうでございます。転作物もエダマメが70ヘクタール、緑大豆が60ヘクタールということで、おおむね良好にこのビジョンが推進されているのかなと思っております。

担い手の明確化と育成というのは、やはり土地の集積ということで大きく関係してくるのかなと思っております。平成18年度の集積目標56.5%ですか、それに対して今52%ぐらい以上の集積率があるということで、この目標も達成していくのかなと喜んでるところでございます。ただ、今のそのビジョンの中に登録されている人が、市長は419名とおっしゃいましたけれども、それに対して全体的にこう規模拡大につながっているのかなと、うまくいっているのかなということでございます。集積しているということは、担い手と言われるこの人たちの経営にも役立っているのかなと思っている次第でございます。

2008年度から、国は転作から実質的に手を引くということになっております。自由な米づくりとか、この売れる米づくりなんですけれども、それはどんどん推進されると、米価の混乱がまた生じてくるのかなと思っております。特に、集積されて大規模農家になると、やはり相当の打撃を受ける、経営の不振に陥るのかなと思っております。そのためにも防止策として2007年の転作の補助のあり方を転換し、転作の常態化をねらっているんだろうと私なりに考えているところでございます。

ここで一つ、二つほど質問をさせていただきます。

自由な米づくりになった場合に、先ほど言ったように米価下落による所得低下と、このように考えられるわけです。何らかの対策が必要になると。このような経営をすれば、米価下落の影響をできるだけ抑えられると。そのような経営のメニューと所得のメニューをこのビジョンに示しておくべきだったのかなとこのように思っているところでございます。実は、国でもそのような方向で例示をしているところでございます。この点について市ではどのように考えているのか、ちょっとお伺いいたします。

それで、担い手の経営不振や転作現場の混乱が自由な米づくりによって心配されている現在、何かしらの

セーフティーネットですか、そのようなものが必要とこう考えられるわけです。先ほどの質問もその必要なセーフティーネットかなと思っておりますけれども、国が転作から手を引いた後、もう少し市は関与を、この転作について関与をしていくべきかなと私なりにこう思っているわけでございます。

それで、市長は今現在水田農業推進協議会の会長をやっておられます。関与の有無を含めてこの会長職、いつまでおやりになれるのか、伺っておきたいと思えます。任期中に、任期中ぐらいまでできればしていただきたいなと私なりの希望でございます。平成18年度から、なったから手を引いたからすぐ私もやめますということはちょっと私なりに問題かなと思っているところでございます。

認定農業者をふやす対策でございます。なかなか策定の要件がなかなか整わない。まして、高齢化のためにやめざるを得なくなると。改定がなされないということで減ってきたということでございます。担い手が400何名いるわけでございます。その中で若い人もまだ認定農業者に入らない人が、なっていない人がまだ数多くいるわけでございます。ぜひやはりそういう人たちを認定農業者の中に取り込むべきだと思っております。そのようなことで考えていくと、そのような答弁もありましたので、ぜひやっていただきたいと思っております。

次に、新規就農者のふやす策、団塊の世代に対しての誘引策、推進策についてお尋ねした次第でした。団塊の世代、全国で800万人以上生まれたそうでございます。昭和22年から24年の3カ年のことを大体言うそうでございます。ここにおられる課長さん方の半分ぐらいはそうかなと思っております。本市では大体2,100人があるそうでございます。800万人生まれて、今活躍している人が700万人程度だろうとは言われておりますけれども、相当大きな数でございます。

なかなか素人というか、急に経験のない人を農業にとっても、やはり大変かなと。それでも、やはり農業のメニューの紹介や、「こういうことができるんだよ」と、そして何か頑張れば楽しい人生が送れるみたいなこともひとつ宣伝しながら集めていってほしいなと思っております。

農業に携わってもらうには、二つのやはり方法があるのかなと思っております。一つは、とにかく経営して、また、自分の体を使って働くというふうなことでございます。

もう一つは、いわゆる営農組織、組織団体の裏方とか、スタッフですね。この方たちは技術とか、人事、会計、労務、情報管理などは相当おやりになるのかなと思っております。組織づくりが一番大変なのは会計をこうやるというのが一番大変なんです。その会計者を見つければ、私は組織づくりは簡単なのかなと思っております。したがって、これから営農組織を相当つくっていかねばならないというときに、こういう人たちを「こういうところに協力してくれ」と、そのようなことで誘引できるのかなと思っております。

それで、質問でございますけれども、こういうふうな宣伝、広報なり、それを広域営農活性化センターってございます。そういうところに部門を設けるか、シルバー人材センターの中に、これからそういうことが、団塊のそういう世代の人たちがたくさん出てくるということで、前もってこういうところの広報部門みたいなところを設ける気はないのかと、このように伺いをしたいと思えます。

紅秀峰の件でございますけれども、先日松田議員も質問をされたもので、私の方は人的な問題をクリアして50ヘクタールをどうするのかと、どう作付拡大するのかというようなことで質問しましたところ、やはり集落営農、生産団体と合わせながら機械化、低木化、そういうものを、低木省力化ですか、のことでやっていくということでございましたけれども、やはり私の見方ではなかなかこれはしてもそれだけふやせるのかなと、まだ疑問もございます。やはり相当あの佐藤錦が植えられておりまして、それを改植ですか、相当改植しないと新たなところで50ヘクタールというのはちょっと大変のかなと、そういうことも合わせながら、改植みたいなものを合わせながら進めていって、また同時に、人的問題でできるだけアグリヘルパーなり、そういうことを宣伝しながら人を集め、そしてやっていかなければならないのかなと、このように思っております。

人は人の担い手の足りないところに、これは大きな問題だなと思ったところで質問させていただきました。

このように、先ほど市長が言ったそういうような団体なり省力化なりしていけば、多分できるものと思っておりますけれども、その辺もう一度確認をしておきたいなと思っております。

以上、2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かございました。

まず、米づくりでございますが、米づくりというのは今もお話ございましたように2008年からですか、政府の手から離れますと、その後の米づくりというのはどうなるかというようなことが、これは大きな問題だろうと思っております。そうしますと、やはり米もブランド品といえますか、こういう方向にやはり特化していかないと、これは困るんだらうなところ思っております、それで、やはり先ほども申しあげましたけれども、減農、それから無農薬というようなものをきっちりしたもので安心して食べられる米ということ、おいしさということをやはりはっきりと明確にして市場に出していくということが必要だろうと思っております、そういう面で県も市も農協もやっておるわけでございますけれども、なおなお以上それをしなくちゃならないと、そういう面ではまずは土地の面からいけば、土づくりということといえますか、それが望まれるのではなからうかなとこう思っております、実際にこういうことをやっているんだということを、実際に取引業者等々にはっきりアピールしながら「ですからこれはおいしんだよ」というようなことを、「安心して食べられるんだよ」というようなことを業者なり、あるいは消費者なりにアピールしていくということが米づくりでは大切なのかなというような気がしているところでございます。

それから、市の関与、推進協議会に対しましての市の関与をもっと強めていただきたいと、こういうお話でございました。

私は、これまでJAを初めとするところの農業団体と行政というものが連携してきたから、寒河江はあらゆる農業政策、観光面も含めてすばらしい成績を上げてきたんだと私は思っておりますし、そういう農業団体の評価もそのようだと思っております。そういう面ではなおなお関係団体が一体となって取り組まなければ、今言ったような農業の諸問題等々には立ち向かっていけないとこのように思っておりますので、推進協議会のあり方もそういう観点から組織しておるわけでございますから、これもなお一層これは強力にみんな力を合わせて運営していかねばならないものだろうと、このように思っております。

それから、団塊の世代と認定農業者との関係等々の問題、いわゆるこれからの農業の担い手の問題がございましたけれども、非常にやはりこれは難しいだろうと思えます。団塊の世代、22年、23年、24年に生まれた方々がちょうど60歳になるわけございまして、どんどんやめていく。ですから、その方をすぐ農業の担い手なり、あるいは農業のヘルパーとしてお手伝いできるような体制になるかといえますと、必ずしもそうはなるのだろうかとかこう思っております、団塊の世代というのは、農業のみならずあらゆる産業の問題で、国家的な問題として議論されておるわけでございますけれども、農業に関して団塊の世代の誘引策というのは、大変先ほど申しあげましたけれども、どのような方法をとればいいのかとかこう思っております。

それから、担い手ですな。これも大変ございまして、寒河江の場合ですと、収入のある、あるいは所得の上げられるようなさくらんぼとかバラの分野につきましては後継者も育てておりますけれども、一般の場合に農業につきましてどの程度高齢化を支えていくところの、あるいは農業を引き継いでいくところの担い手ということになるかなと、こう思っております、そういう中で大切な問題は、やはり農地の集積なわけでございますけれども、いろいろ農地の集積をやろうと思っております、ここまで進んできておるわけでございますけれども、まだまだやはり進まないというのは、やはり市民の意識といえますか、農地を持っている方々の意識というものがかかなり強いんじゃないかなとこう思っております、そういうことをどのように変化していただいた中で、農業の農地の集積を進めなければならないかなとこう思っており、これを進めなければ、やはり農業の運営というのは非常に難しいだろうとこのように思っております。

それから、営農組織づくり、それに対してのPRというような話もございましたけれども、今言ったよう

な観点から、どこまでPRして、そのことで担い手なり、あるいは応援する方が集められるかということになりますと、かなり結果としてはどういふものが出てくるかというようなこともあり、そこまで何も考えなくともいいんでしょうけれども、非常に難しい問題だなあとこう思っておりますし、いずれにしても、認定農業者というのはだんだん高齢化して数も少なくなっておりますから、農業をその方たちで背負って立つということは難しくなる時代なわけでございますから、それをどう切り抜けていくかということに我々は思いをはせながらやっつけていこうと、やっつけていかなければならないなとこう思っております。

それから、最後に、紅秀峰の問題がまた出されたわけでございますけれども、現在のところまだまだ佐藤錦というブランドといえますか、佐藤錦に押されていることは確かでございます。ですけれども、これ紅秀峰を大きくこれから出し切っていくためには、やはりこのPRしなければならない、そのうまさというようなものをPRするということが必要だろうと思っておりますし、それから、技術面での取り組みというのが非常に難しいということが言われておるわけでございますから、そういう栽培技術というようなものを広くさくらんぼ農家の方々に広くこう普及していくというようなことは、簡単に、簡単にとっては何ですけれども、栽培できるような方向にみんなに技術をこう習得してもらおうということだろうと思っておりますし、やはり市場で認知してもらおうということがやはり必要だろうと思っておりますし、やはりつくっても、市場での評価というものがなければならぬわけでございますから、その方に力を入れていくということも大切なことだろうと思っておりますし、もう一つ、やはりこれから何も紅秀峰に限ったことではございませんけれども、従事者というような問題というのが出てくるんだろうと思っております。

ですから、いろいろ栽培しやすいような樹形にするとか、あるいは簡単、簡単というよりも、非常にこう佐藤錦、そして紅秀峰と続く期間の中に、従事者が、あるいはサポーターがふえていくというような仕組みをつくっていかないと、現在でさえも佐藤錦の農家は、1カ月にあるいは1カ月半で大変その期間で疲れも来るといふような実態もあるわけでございますから、それがさらに延びることになりますと、やはり疲労の問題だけではございませんけれども、そういう面での農業の従事者を確保していくということも大切だなと思っております。

何点かありましたけれども、大体そんなところかなとこのように思っております。以上です。

新宮征一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 ありがとうございます。

おおむね答えていただいたのかなと思っておりますけれども、2点ほどちょっと確認的な質問をさせていただきます。

規模を拡大していく、水田農業において規模を拡大していくとなると、やはり先ほどの自由な米づくりとなって米価が下がると、そういう混乱が実際の農業経営に起きてくるんだらうこう思っております。したがって、どこか所得補償みたいなところを訴えていかなければならないと。現実的な問題でございます。所得の目安、こうすれば所得の目安はこの程度になるというふうな指針みたいなものを、やはりつくっておくべきだなと。そして、訴えていく資料として、寒河江の農業で国に訴えていく資料として残しておくべきかなと思っております。その辺の考え方もう一度聞きたいと思っております。

もう一つでございますけれども、農業にこう誘引、人が就農するというところで、誘引策でございますけれども、今の広域農業活性化センターで一応つくったことはつくったんですけども、ほとんど休眠状態と言ったら失礼でございますけれども、余り活動なさってないようでございます。その辺のてこ入れをして、これは寒河江市だけではないんですけども、もうちょっと活性化をして広報の担当みたいなものをやらせたいのかなと思っております。

もう一つ、シルバー人材センターの中にも、さっき言ったように、集落営農するときに会計や人事などを扱ってくれるというふうなところをつくってあるんだらうけれども、なかなか我々にはこの伝わってこないというふうな声がございまして、「そういうところもあるんだよ」と、「そういうことをしましたよ」みたいなことをやはり積極的に広報していくべきだなと私は思っております。

ひとつこの辺よろしく願いを申しあげまして、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 規模拡大の所得を補償した場合の所得補償と、これは今の時代には非常に厳しい、市においても、あるいは国においても厳しい問題だろうと思いますけれども、まずは勉強させていただきたいと思っております。

それから、広域農業の活性化センターでございますか、この辺についてもいろいろ問題を抱えておるようでございますので、問題の所在、あるいはそれを元気づかせるための課題を見つけながら勉強させていただきたいなとこのように思っております。

それから、シルバー人材センター、人材、これを農業との結びつきというようなことをどのように考えていくべきかというよりも、シルバー人材センターで農業部門に働いていただくような体制づくりといたしますか、その辺のことについては、シルバー人材センターの方にも十分話をしていきたいとこのように思っております。

柏倉 信一 議員の質問

新宮征一議長 通告番号7番、8番について、11番柏倉信一議員。

〔11番 柏倉信一議員 登壇〕

柏倉信一議員 おはようございます。

緑政会の一員として通告番号に従い、一般質問に入らせていただきます。

通告番号7番について、ことしで3回目を迎えた花咲かフェアは、予算的には3回とも同額程度ながら、裏方で支えてくれたボランティアの人数 5,404人、入場者数25万 2,555人に上り、3年前の初めての開催と比較して、ボランティアの人数で 2,983人、入場者数において何と10万 573人の増加であり、花咲かフェアの開催は流通人口の増加はもちろん、経済効果、さくらんぼを初めとする我が寒河江市のシンボルイベントとして、緑化意識の高揚、世代を超えた市民参加による活力ある地域社会の創造など、内外に対するPR効果ははかり知れないものがあります。

我々緑政会会員も全国都市緑化フェアの開催から都合4回全員でボランティアに参加させていただき、現場で訪れてくれたお客様や、裏方で支えている多くの人たちの声を生で聞いてきました。

さまざまな観点から、今後の開催はこれまで以上に大変になると予想されますが、何とか続けていきたいものと考えているところです。

ボランティアとして、また、来場者の一人として感じたことが何点かありますので申しあげてみたいと思います。

まず、ことしは本市にとって新たに行財政改革大綱を立ち上げ、来年度から平成22年度を目標年度に実施しようとする節目の年であり、改めて申すまでもなく、非常に厳しい財政状況なわけで、これまでメリット、デメリットをさまざまな観点から検討した上で、4年前開催の全国都市緑化フェアから入場料は取らない方針できたわけで、私自身もそれが理想と考えますが、来年度あたりからは何かしらの方法で財源の確保を検討していかなければならない時期ではと思います。今年度から募金箱なども設置していたようですが、どのくらいの募金が集まったのでしょうか。

私が一番懸念するのは、緊縮財政の中で開催することで、内容そのものの評判が落ちるようにはならないかということです。これまで多くの市内外からのボランティアの方々、そして関係各位の努力でここまで築いたシンボルイベントの評価を、私はこれまで以上に高めていきたいと考える一人であります。

ただ、若干の懸念は、そろそろマンネリ化する時期でもあります。取り越し苦労で終われば大変結構ですが、毎年アイデアを出し、苦労して開催してきたわけですが、何といても最低限の予算の確保は必要なことです。そんな意味で、何かしら財源の確保を検討すべきではと思います。入場料を取ることがどうしても難しいのであれば、例えば駐車料金をちょうだいするとか、イベント収入を検討するとか、何か方法を考える時期と考えます。

また、メインゲートを設けないために、ほとんどの来場者は北側駐車場から入るため、非常に力を入れ手入れしているセンターハウス西側の花壇を見てもらえる人の数が少ないようで残念な感じがします。

それと、会場内で出店していただいている 方々には、ずうずうしいくらい寒河江のPRをしてもらってもいいのではと思います。例えば、飲食関係で出店している店などの話を聞くと、食材はせっかく花咲かフェアの会場で店をアけるのだから、地産地消で地元の食材だけを使っていると聞きますが、お客さんに寒河江の食材とわかるのでしょうか。ことし9月4日開催の日本一の芋煮でも、砂糖以外すべて山形の食材を使っている旨のコマーシャルがありました。せっかく気を使っただくのであれば、そうしたことをPRする方法はないのでしょうか。

また、会場内で温泉組合などから宿泊施設の内容、所在を入れた看板を会期中だけでも会場に掲示するか、あるいはキャラバンとまではいかないまでも、地元の商工会や観光協会、旅館組合、農協などあらゆる団体が、特に来場者が多い日に会場内でみずからPRするとか、市内の飲食店の内容、場所などをPRする看板を立てるとか、一部の団体でやっておられるのも見っていますが、どのくらいの団体が取り組んでいるのでしょうか。チラシなどに掲載したものをボランティアの人たちが配っていますが、もっと目につく方法はないのでしょうか。慈恩寺、駅前、寒河江公園などの観光名所もすぐに目につく方法はないものか、もう一工夫を今や東北一となった神輿祭りなどのイベントも含めて経済効果を上げる手段はないのでしょうか。

私の持論として、こうしたことに対する行政の対応は問題提起をする程度で、具体的取り組みやアイデアは民間にゆだね、行政がバックアップすることが理想ですが、神輿祭りにしても花咲かフェアにしても、あれだけのイベントになったわけですので、もっと効率的に利用してもよい気がします。競争の激しい時代だからこそ、我が寒河江市で商売をやっておられる方や企業にこうしたイベントを最大限活用し、みずから行動を起こしアイデアを駆使して利益につなげていただきたいものです。そうすることで、こうしたイベントの必要性、参加意識、そして盛り上がりも高まるのではないのでしょうか。公の施設内のことであり、制約もあることと思いますが、以上私なりに感じている点について申しあげましたが、市長は3回目の開催を終えてどのような感想を持っておられるか伺いたいと思います。

また、私の申しあげた財源確保の検討について、募金箱の成果も含め、どのような見解を持っておられるか伺います。

さて、このたびの閉会式のセレモニーにおいて、市長は来年度の開催を宣言しましたが、御案内のとおり、現在県において最上川ふるさと総合公園は指定管理者制度導入に向けて公募中であります。これまで県の委託を受けて市が管理してきた経緯がありますが、このたび最上川ふるさと総合公園の指定管理者制度導入に当たり、市はどのような対応を考えておられるのでしょうか。また、指定管理者制度が導入された場合、花咲かフェア開催の影響はどのようになるのか。それと、来春オープンが予定されているストリートスポーツ会場などの影響も合わせて伺いたいと思います。

次に、通告番号8番、指定管理者制度について伺います。

このことについては、今議会開会日に佐藤良一議員が質疑を行っておりますし、先日佐藤暘子議員の質問もありましたが、私の通告が終わった後でありましたので重複する部分もありますが、御了承をお願いします。

この制度の意義は幾度となく議場においても議論されていますが、公の施設に係る公共性、公益性を十分加味した中で、これまでできなかった民間の持つ経営感覚やアイデアを取り入れることによってサービスの向上や経費の削減が図られることにありますが、民間であるための課題もあります。

今年度総務常任委員会で長野県松本市に行ってまいりました。視察内容はもちろん指定管理者制度についてであります。松本市では78の業務委託をしてきた施設すべてを指定管理者制度に切り替え、二つの施設について公募で決定し、残りの施設についてはこれまでのしがらみなどから業務委託をしてきた団体を指定管理者に選定したとのことでした。公募で決定した二つの施設については、温泉を活用したスポーツジムと葬祭センターでしたが、温泉については毎年5,000万円の赤字を計上していたものが解消されたとのこと。現場も見せていただきましたが、民間ならではの経営感覚、アイデアの跡がうかがわれました。葬祭センターについてもサービス面での評価は上々のようでした。業務委託から切りかえた施設も予算面では3から5%程度削減されたとのこと、確かに導入の成果がうかがわれますが、問題点も改めて勉強させていただきました。

一つ目は、せっかく公募したのに二つの施設に名乗りを上げた団体などは三つしかなかったこと、また公募をしたくてもこれまでの経緯などからできなかったこと、二つの大きな課題があります。公募した施設の契約期間を5年間に設定し、公募できなかった……。失礼しました。業務委託から切りかえた契約を2年間

としているところを見ると、苦労の跡がうかがえます。こうした受け皿づくりはこの制度導入のキーポイントになると思われます。

本市も6月議会において、当面14の施設について条例を制定し、その他の施設についても現在検討中ですが、先の質疑で、市報8月5日号に指定管理者制度の説明会を8月31日開催の案内を掲載したところ、24の企業、団体などから38名が出席したとの答弁がありました。この数字をどう評価してよいのかわかりませんが、決して余裕のある数字とは言えないと思います。当然、施設によって公募者が集中するところ、極端にいえばゼロのところもあるのではないのでしょうか。

そこで改めて指定管理者制度の受け皿づくりをどのように考えておられるか伺います。何より、公募に参加する民間企業、団体がなくては話になりません。制度導入の積極的なPR、団体などに対するアプローチが必要であると私は考えます。また、松本市のような過去の経緯から、我が寒河江市も公募できない施設など考えられるのでしょうか。以上で第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、「花咲かフェアINさがえ」のことでございます。

3年前、全国都市緑化やまがたフェアの成功を受けまして、ポスト緑化フェアといたしまして「花と緑に囲まれた潤いある暮らし」を開催テーマに、6月のさくらんぼの収穫期に合わせ、最上川ふるさと総合公園を会場に開催してきた花咲かフェアINさがえは、今や御案内のように本市のシンボルイベントになってきたと思っております。

まず振り返って見て、一昨年の第1回目のフェアでは、前年開催の「やまがた花咲かフェア02」のグレードの高い花壇、修景、さまざまなスタイルの庭園などに加え、質の高いきめ細かな会場運営などなど、企業主体のフェアを展開したのに対し、花咲かフェアINさがえは本市単独での開催で、市民参加を主体とし、継続性に主眼を置いた取り組みが来場者にスムーズに受け入れられるか、支持を得られるか、全国フェアに対して規模が縮小したことでの集客力が低下するのではないかなど心配されながらスタートを切ったところでございました。

結果として、むしろ花咲かフェアINさがえの方が、見やすさ、それから日常生活への取り入れやすさの観点からも多くの来場者から好評を得ましたことは、アンケート結果からも伺われ、好評のうちにスタートを切ることができました。

また、昨年のフェアでございますが、住民参加による展示や装飾の手法、展望とマッチした休憩施設の提供、親子連れでも楽しめるアミューズメント性の向上など、寒河江独自のオリジナリティーを会場いっばいに表現したフェアであったと思っております。入場者数も22万3,000人余りを数え、さくらんぼ狩りとともに山形県の初夏を代表するビッグイベントとして花咲かフェアINさがえは、県内外から認知されるまでに成長しましたことは御案内かと思います。

そして、3回目となりましたことしのフェアでございますが、市内外から多くの幼稚園、保育所、小中高校、各種文化、花緑団体、寒河江花咲か緑育で隊、そして個人、団体等のボランティアの方々から、会場づくりからイベントの実施、会場運営、花緑管理等々までに御協力をいただき、手づくりによる市・県民参加型のフェアを開催することができました。議員が申しましたように、いろんな形でフェアに参加して盛り上げていただきましたボランティアの人数は、5,400人余りを数えております。入場者においては25万2,000人余りと、土曜、日曜の入場については収容能力の限度に近い入場者数となりました。

このように、花咲かフェアINさがえには、多くの市民、団体、企業が参画し、地域活動を初めボランティア活動が活発に行われ、それぞれの活動が地域コミュニティの形成に結びつき、地域活性化につながっております。本市の特色といえ、ボランティアやグラウンドワークが盛んなところとして認知されるようになっておりますが、フラワーロードや花いっばいのまちづくり、公園づくりや道路の緑地帯を活用した花壇整備、それらに伴う維持管理、市内の清掃活動など、ボランティア活動の機運とグラウンドワークへの取り組みが、フェアの開催によりさらに拡大されており、協働、みんなで働く協働、協働のまちづくりが展開されてきたものと思っております。

教育的効果も大きな効果があると思えます。市内小・中・高等学校の出展参加や市内幼稚園のステージ参加など、花と緑を題材にした取り組みは、生涯学習の一環として児童・生徒に優しく麗しい感性が醸成され、情操教育の観点からも大きな効果があったものと思っております。

その他、福祉面においても心身障害者を初め、幼児や老人の方に何度も何度も御来場いただき、花・緑がもたらすいやし、安らぎといった効果によりまして、明日への活力を享受していただいたものと思っております。

ます。

また、毎年多くの来場者がこのフェアを訪れることが現実としてあります。この実態を何とか市内の商工農を初めとする産業振興に結びつけていこうといった取り組みが、個人、企業、あるいは団体の中で展開されるようになってまいったと思っております。

3回の開催を通して、花咲かフェアINさがえの開催目的でありますところの緑化意識のさらなる高揚、世代を超えた多くの市民参加による活力ある地域社会の創造、花緑産業、観光産業などと連携しながら寒河江市の魅力を県内外に発信するという当初の目的は、十分に果たすことができているものと考えております。

次に、財源確保の問題、検討でございます。

議員がおっしゃるとおり、厳しい財政状況での取り組みだからこそ、フェアが目指す子供からお年寄りまで市民一丸となって成功に向け取り組む中から、郷土を愛し、寒河江市を愛する心がはぐくまれ、市の発展の大きな力、礎になっているものと考えております。しかし、厳しい財政状況下における財源確保については、フェアのみならずさまざまな事業においても重要な課題であり、多方面から検討いたしているところでございます。

入場料についてでございますが、これまでも申しあげてきたとおり、フェア開催の目的を達成するため、多くの人に何度も来場してもらい、その趣旨を理解してもらいたいこと、また、入場料を徴収するとなりますと、会場周辺のさくを設置及び撤去、それから入場料金の販売、管理人の人件費等支出額が増大することなどから、今後とも入場無料が適当と考えているところであります。

御提案の駐車料金の徴収についてでございますが、御案内のとおり、駐車場につきましては、最上川ふるさと総合公園第2駐車場のほかは主に民間所有地を無償借用しているのが実態であり、その用地から料金を徴収することは快く提供していただいている所有者に対して理解を得られないのではないかと考えております。

これまでも営業参加料の増額や、イベント収入としてのもてなし茶会や、ポップトレイン乗車券の増額、各種教室の適正な参加受講料などの改善に努めてまいりました。

加えて、今年初めての取り組みといたしまして、以前から関係者の中で御提案のあった募金箱「グリーン基金」の設置を実施しております。募金額につきましては、多くの有志の皆さんから御協力をいただき、10万8,798円の募金をいただくことができましたが、まだまだ募金をしたい方もいらっしゃるのではないかと考えておりますので、次回開催時においては設置場所や表示、PRなどに趣向を凝らし、募金しやすい環境について検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、直接的な収支も大切な検討事項であります。今まで申しあげましたように、フェア開催に伴う経済的な効果としての御来場者によるところの会場内外での飲食、買い物、交通、宿泊等の観光業を初め、農業、商業への消費効果といった直接的な経済効果のほか、最大の効果は市民の意識の高揚であろうかと思えます。また、日本一のさくらんぼの里のイメージに加え、花・緑・せせらぎで彩られたまちとして全国的に認知され、本市のイメージアップが図られたものと思っております。

次に、最上川ふるさと総合公園の指定管理者制度導入におけるフェア開催への影響についてでございます。

御案内のとおり、地方自治法改正に伴う指定管理者制度導入につきましては、最上川ふるさと総合公園においても県で指定管理者の募集を行い、7月27日まで受け付けし、県内外から数社からの応募があったと聞いております。現在、選定委員会において審査中のご様子でございまして、今月15日には審査結果が公表される予定と聞いております。

同公園は、現在県より本市が管理委託を受け管理しておりますが、来年4月1日からは指定管理者として民間企業が管理運営することとなります。これまでフェア開催に当たっては、実行委員会長の市長が公園管理者

たる市長より会場の占用許可を受け、フェアを開催してまいりました。来年4月1日からは許可権者が市長から指定管理者にかわりますが、それ以外は変わらないものであります。

また、あのストリートスポーツ広場についてもお尋ねございました。歴史の丘スポーツゾーンに設置する日本最大級のスケートボード、インラインスケート、モトクロス用自転車の施設でございまして、来年4月にオープンする予定と聞いております。この施設についても指定管理者において管理することとなりますが、運営方法については現在県において検討中のごとでございます。

また、この施設のフェアに対する影響でございますが、これまでもさまざまな取り組みやイベントとジョイントしながら相乗効果を生み出してきておりますし、これだけの規模の施設が本市にできるということですから、また一つの名物ができて、新たな誘客力ができるわけだとこのように思います。今後、国内最高の技術による全国競技会の開催が期待されることから、遠方からも来場者が見えられると思っておりますので、フェアにおいても大いに相乗効果が期待できるものと考えております。

以上、今後においてもさらなる都市緑化の推進と、花・緑・せせらぎで彩るまちづくりの推進を進めるとともに、寒河江市のシンボルイベントとしての花咲かフェアINさがえを継続、拡大し、交流から定住のまちづくりに結びつけていくことが肝要であると考えております。

次の質問テーマでありますところの指定管理者制度についてお答えいたします。

御案内のとおり6月議会において、14施設に関する条例の改正を行い、この9月議会においても9施設に関する条例改正を提案しております。さらに、現在行財政改革推進委員会に諮問しております寒河江市行財政改革大綱案においても、指定管理者制度を導入すべき主な施設として、保育所や市民浴場などを挙げているわけでございます。

6月議会において指定管理者制度導入を議決いただいた施設のうち、公募を行うこととした11の施設について指定管理者の公募を行うため、先月31日に説明会を開催し、24の企業、団体から参加をいただいたところであります。この説明会の開催については、市報と市のホームページでPRをしたところでありますが、市報掲載前からも問い合わせがあるなど、民間企業においては指定管理者制度に高い関心を持ち、制度に関する情報を注視しているものと思ったところであります。これまでも市報や市のホームページを活用し、指定管理者制度のPRに努めてきており、今回の公募に際しましては、メールなどでも質問を受け付けることとし、また、募集要項をホームページからダウンロードできるようにするなど、だれでも情報を入手できるようにと考えております。

指定管理者制度の受け皿づくりにおいては、御質問のとおり積極的なPRや団体等に対するアプローチが必要でありますので、市報やホームページにおける情報の掲載に加え、指定管理者制度に関する出前講座など、団体等に対するアプローチも行ってまいりたいと考えております。以上です。

それからもう一つ、失礼しました。

それから、公募しない施設についての質問がございました。

指定管理者の公募については、施設ごとに庁内の指定管理者候補者選定委員会の協議を経て決定しております。6月議会で議決いただいた14施設のうち、チェリーランド内にありますさくらんぼ会館、それからトルコ館、そして二の堰親水公園の3施設については公募を行わないとしたところでございます。

公募を行わない理由ですが、さくらんぼ会館については、さくらんぼを中心とした本市のPRや農産加工品の研究、製造販売を行う施設で、国の助成を受けており、補助要綱により市または農業団体が運営する施設とされており、公募になじまないとしたものであります。トルコ館については、本市の姉妹都市であるギレスン市との友好親善を深めるための施設であり、トルコの文化を紹介する必要があることから、公募にはなじまな

いものとしたものでございます。二の堰親水公園については、用水路と一体となった水辺空間を活用する施設であり、用水の管理や水利権の関係があることから公募にはなじまないとしたものでございます。指定管理者については原則公募を行うこととしておりますが、このような特別な事情がある場合は公募しない場合もあるところでございます。以上です。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

〔佐竹敬一議員 出席〕

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

柏倉議員。

柏倉信一議員 大変丁寧な答弁をちょうだいしました。私の質問時間の倍ぐらいかけて答弁をいただきましたので、2問目はあと聞く必要がないぐらいに考えていただいたのかなというふうに思いますけれども、大分持ち時間も残っておりますので、もう少し私の考え方というものをお聞きいただきたいなというふうに思います。

市長の答弁にもありましたように、この花咲かフェアそのものの開催する意義ということに関しては、私も全く同感でありますし、これから先もでき得る限り頑張っていきたいなというふうに思います。

くどいようですが、財源の確保について伺いました。市長もごらんになったかと思えますけれども、ことしの7月2日の山新に村山市のバラまつりの入場料の記事が掲載されておりました。「大人 400円と小中学生が200円、前年度の倍の入場料金をとって開催した。中身に関してどのような結果が出るのか、非常に興味のあるところだ」というはしりから始まった記事だったわけですが、結果的には1日最多入場者数が過去3年間で最高をマークしたと。今年度の1日平均入場者数が3,123人、昨年の平均が2,145人、一昨年は1,728人。比較してもかなりの伸び率なわけで、また、1日だけの最多入場者数でも過去6,000人台だったのを8,019人まで押し上げた。なおかつ、集客効果の高かったイベントを全部廃止、全部というか、非常にウエートの高かったイベントを廃止して、あくまで750種類、2万株のバラそのもので勝負する思い切った、かけの要素もあった試みだというような内容なわけですが、結果的に集客力にはかえって自信をつけたというような記事がございます。

ことし初めて倍にしてみたということなわけですから、果たしてこれが来年もその入場者数がそういう数字が挙げられるのかどうかというのは、そう単純に比較対照できるものではないというふうに思いますし、また、その村山のバラがそうだったから規模的なものから全体的な背景を考えて、我が花咲かフェアの内容と必ずしも比較対照することがどうかというふうには思いますけれども、しかし、少なくともそんな大胆な試みをやっている村山市もあるというようなことでございます。

私も実際会場を見させていただきました。バラまつりを私が見たというのは大分前になりますし、何年前だったのかなというふうには思いながら見てきたわけですが、確かに周辺の状況から駐車場の台数から設備そのもの、施設そのものの内容も私が記憶しているものとは大分違ったというか、立派になったというか、そんな内容で、これも一つの勉強課題だなというふうには思いながら見てきました。

市長の答弁にもありましたとおり、寒河江市全体の財源の確保というような観点からすれば、間接的経済効果に向けた財源確保も当然大いに視野に入れて検討すべきことは私も同感でありまして、1問で申しあげたとおりであります。ただ、市長の答弁にもあったとおり、こうしたイベントは、とにかく寒河江市の場合はグラウンドワーク、ボランティアの方々にかかる協力、これが大きなウエートを占めているんだというようなものを考えますと、市民に対して開催する意義のわかりやすさというのも必要な部分ではないかなというふうに考えて質問をさせていただきました。

一方で、行革を強力に推し進めていかなければならないときであり、全体的なバランスも加味した中で、こ

ういったものも検討していかなければいけないんだろうなというふうに思っておるところです。当局としてもそのつどいろんな意味で検討していくというような答弁の内容だったと思いますので、当局ばかりでなくて、私も何かしらの提案があれば議場において検討課題としてお話を申しあげべきだろうなというふうに思います。

幸いにして、私ら緑政会の会派の視察も10月に予定しております。行政評価システム、あるいは行革等々と加味した中で、福岡で開催されている全国都市緑化フェアも最終日に視察をしてくるつもりであります。必ずしも福岡のものがこちらに云々ということはないかもしれませんが、我々は我々なりに勉強してきた中でその成果をまた議場で提言したいものだというふうに思っております。

ふるさと総合公園の公募の関係ですけれども、花咲かフェアには何ら開催には影響がないというようなことで、安心をいたしました。また、日本最大規模のストリートスポーツの会場ができるというのは、非常にこう楽しみなことでもありますし、市長の言われたとおり若者がたくさん集まり、日本一の施設ということであれば当然大きなイベントも開催されるわけでしょうし、スマートインターなんかの利用者数も相当伸びるのではないかなというふうにも思いますし、何よりもかによりも若者がたくさん集うような場所ができるというのは、いろんな意味で大変素晴らしいことだなというふうに思います。ただ、施設が施設なだけに、若い人たちにはマナーを極力大切にしながら有効活用されることを期待したいなというふうに思います。

最後に、指定管理者制度について質問させていただきました。

市のホームページ等々も活用しながら広報活動を展開していただけるような答弁だったというふうに記憶しておりますけれども、我が寒河江市のホームページなかなか人気があるようで、私も大体3日に1回ぐらいは何か変わったことが載っていないかなというようなことで、けさも私の一般質問が間違いなくこう更新になっているかなと心配になりまして見てから参りました。アクセス数で今55万 2,000ぐらいですか、大体アクセス数を人数を掲載しているのは13市の中では寒河江と私が見た中では新庄ぐらいかなというふうに見ていましたけれども、新庄市の場合、我が方が55万 2,000に対して新庄市は25万というふうな数字だったというふうに記憶していますから、そこからいくと我が寒河江市もかなり人気があるのかな、人工的なものを考えても 4,000人弱ぐらいの差しかないわけですから、大変結構だなと。

これは質問にない部分でございますので、ちょっと話が脱線しましたけれども、いずれにしても大変厳しい中での指定管理者制度の導入というふうな形になるかというふうに思います。末端の方から見れば、まだまだなじみの薄い部分であって、どういう中身で実際指定管理者制度というものが行われるのか等々に関しては、なかなか理解いただいていない部分が大半かなというふうに私は思っております。くどいくらい積極的に団体等にアプローチをするべきではないかというふうに申しあげたのも、意図はそこにあるわけで、直接的な窓口は行財政改革推進課というふうなことになるかと思っておりますけれども、率直に申しあげて指定管理者制度そのものを、公募する施設そのものを一番御案内のというか、熟知していらっしゃるの、その施設を管理していらっしゃる担当の課長さん方ではないかなというふうに思います。窓口は行革推進課であっても、実際現場でその施設をよく御存じの各課長さん方から、なお積極的な内容の御検討なり、あるいは民間に対するアプローチなりを頑張っていただきたいというふうに思います。

以上、私なりに感じた点を申しあげました。市長の御所見があれば伺って私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 花咲かフェアINでございますけれども、まちのシンボレイベントというようにしておるわけですが、やはりこれまで何といたしてもまちづくりは日本一のさくらんぼの里づくりとこういって来て、そして花・緑・せせらぎのまちづくりと、そういうまちづくりそのものの中での花咲かフェアINさがえと、こういうように位置づけられるとこのように思っております。

先ほども申しあげましたように、これは何といたしても市民の盛り上がり、その形として出てくるのがゲラウンドワーク、あるいはボランティア活動ということでのそういう意識の高揚ということが、私はこれを支えておるのは、非常にこれが一番大きなものだとこのように思っております。そしてまた、先ほども申しあげましたように、教育面そしてまた福祉面、あらゆる観光産業面に大きな影響を及ぼしておることが、あるいはまあ寒河江のよさというものを知らせてもらうための大きなチャンスだと思っております。

ですからこそ、ちょっと飛躍するようにお聞きになるかもしれませんが、みずき団地が完売されたとか、あるいは工業団地にまた新しく企業が誘致されるというようなことも、やはり無縁ではないわけだとこのように思っております。

そういう面での、開催しておるところの意義ははかり知れないものがあるこのように思っておりまして、直接的な入場料云々だけで云々されるようなものではないのではないかなとこう思っておりまして、直接的な入場料、これも大切でございますけれども、非常にこう場所的な制約もありますし、その管理運営ということになりますと、大変な負担を伴うものでございます。以前にもこの入場料と、それから管理費用との収支バランスの関係を大まかなところを計算したときがありましたけれども、とても管理費用には追いつかないところの入場費用だという結果が出ておったと思っておりますので、それこれを考えますと入場料以上の、あるいは云々できないものの効果というものがある結果としてあらわれてくるだろうと、このように思っております。

そういう意味では、なおなお一層この間接的と議員おっしゃられましたけれども、そういう分野での波及効果をねらっておりますし、実際には私は収入あると思っておりますし、ですから、会場内におきましても流しそうめんをやってみたり、あるいは駄菓子屋をやってみたり、あるいは神輿に渡御していただいたり、いろいろな工夫を凝らしながら寒河江のイベントなり、あるいは寒河江の物産品のアピールというものをやっておるわけございまして、そしてまたその期間中にはさくらんぼのもぎとり観光もございまして、そちらにお客様が大変に入ってくるということもございまして。

さらにまた、そば屋さん、これはどこのそば屋さんも大変な盛況だと承っておるわけでございますけれども、それこれを通じまして、ですから私はこれで十分だとは言いません。もっともっとこれを生かすことを考えていかなければならないなと、このように思っております。寒河江の中心市街地に足を運んで、あの辺で休んでもらう、あるいはお金を使っただけというふうなお客さまをもっともっとふやすことも、これは当然考えていかなければならないなとこのように思っております。

何といたしても、行革、行革、難しい、厳しいとこういう時代でありますけれども、そういう中で、いろいろ市民の、国民の心理的な狭められたといいますが、何といたしても、萎縮するということなことを、これは吹っ飛ばしていかなくちゃならないなとこのように思っております。そういうきっかけに私は花咲かフェアというものは大きな寒河江の元気さを出す上におきましては、大きな価値ある存在だとこのように思っております。

それから、指定管理者の問題でございますけれども、いろいろホームページを通してアピールしておるわけでございますけれども、やはり今行財政改革の審議会を開いてもらっておりますし、あるいはこれからまた地

元に出て、地域に出て、座談会等も開くわけでございますし、そういう中で指定管理者という制度、行財政改革、民間委託とのかかわりの中で指定管理者制度というような新しい制度も市民の中に十分徹底して行って、「ああ、こういうものか」というようになってくればいいなということを考えておるわけございまして、ホームページなり、あるいは電波を通じて、あるいはチラシというものも通じながら、それらも合わせてこう広く新しい制度の導入というものが、どういう意義を持つておるのかというようなことを市民に知っていただくようにしていこうかなとこのように思っておるところでございます。以上でございます。

遠藤聖作議員の質問

新宮征一議長 通告番号9番、10番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は、日本共産党と通告内容に関心を持つ市民の声を踏まえて、以下通告順に従って市長に質問をいたします。

震災対策に関しては、私は古くは10年前の阪神淡路大震災直後や、3年前に山形盆地活断層の存在が表面化した際など、節目節目にこれまで過去何度か取り上げてまいりました。また、この間、何人かの同僚議員もさまざまな角度から震災や災害対策について、当局の対応について取り上げてきています。

今回は、住民の生命、財産を守る責務を負う地方自治体として急いで対策が必要な幾つかの課題に絞って取り上げたいと思います。

まず、これまでも申しあげてきましたが、本市の震災対策については、山形盆地活断層の存在を念頭に置いた対策を系統的に、かつ緊急に進めなければならないこととあります。先月16日の昼前に発生した宮城沖地震は、体を感じる地震としてはこれまでの私たちの経験よりもはるかに長く強い横揺れが続きました。多くの市民が不安を抱いたのではないのでしょうか。

よく「地震が起きるのを防ぐことはできないけれども、必要な備えを怠らなければ、被害を最小限に食いとめることはできる」と言われています。昨年からことしにかけて頻発する多くの地震を体験するにつけ、地震対策に金がかかり過ぎるからとか、いつ起こるかわからないものに金を使うのはもったいないとか、寒河江市独自の取り組みは難しいとかを理由にして対策を遅らせることは、行政の怠慢であり、許されないとします。この基本姿勢を行政の施策の中にしっかりと据えることが大切なのではないのでしょうか。そのことを確認した上で、第1番目の問題について伺います。

それは、公共施設と個人住宅も含む耐震調査と耐震対策を前進させることについてであります。一昨年に発生した宮城県北部の直下型地震でも、全半壊するなど被害が集中したのは、学校や病院などの公共施設も、そして個人の住宅も、現在の建築基準法以前の建物で耐震構造が義務づけられていなかった1981年以前に建てられた建築物に集中したということをおぼろげに忘れてはならないし、私も現地を視察してそのことを目の当たりにしてきました。そうしたことを考えて、最初に公共施設について伺います。

これまで何度も要請をしてきましたが、幼い子供も含む多くの市民が訪れる市庁舎、市立病院、文化センター、小・中学校、地区公民館などの耐震強度について改めて質問をいたします。この問題を取り上げてから久しいのでありますが、それらの公共施設についての耐震調査及び耐震対策の現状はどうなっているのでしょうか、伺いたいと思います。

また、フローラは、フローラSAGAEは、民間施設として建設されたもので、どういう構造になっているのか、どのような建物なのかを検討をしたと思います。そのことについてどのような判断を行政として行っているのか、伺いたいと思います。

次に、個人住宅の耐震対策についてであります。個人住宅の耐震診断への助成や災害補償は、鳥取県を皮切りに愛知県、宮城県など、国の対応を待つことなく、地方から全国に広がっています。個人住宅の耐震診断費用を自治体が一部ないし全部を負担して耐震対策を促進する契機としているのは、時代の流れになりつつあります。私は具体的に一つ、当面、1981年以前の建築物で、個人住宅の耐震診断に対する金銭面での助成、それから、耐震診断を行う技術者の育成、それから、耐震補強工事についての統一したマニュアルの作成を急ぐべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

二つに、その中でも特に低所得者や高齢者のみの住宅の耐震調査や耐震補強工事は、緊急の課題ではない

かと考えますが、見解を伺いたいと思います。

また、家具の倒壊防止対策も強力に指導し、進める必要があると思いますが、どのように考えられているか、伺いたいと思います。

この際、耐震診断とは直接関係はありませんけれども、これらの問題に関連して、高額な工事費用を請求したり、不必要な工事をしたりする、いわゆる悪徳業者が全国で暗躍しています。高齢者などがトラブルに巻き込まれないような対策と注意を喚起する取り組みも必要と思われませんが、そのことについても対策について伺いたいと思います。

二つ目のこの問題で、活断層の調査について伺いたいと思います。

言うまでなく御承知のように、山形盆地活断層については、3年前の5月に政府の特別機関である地震調査研究推進本部の地震調査委員会が今後30年以内に最大7%の確率でマグニチュード7.8程度の大地震が発生する可能性がある活断層として発表して以来、市民の関心も高まってきています。阪神大震災がマグニチュード7.2だったことを考えれば、それを上回るマグニチュードの予測は、関係者に大きな衝撃をもたらすものでありました。

しかし、この山形盆地活断層については、まだ科学的な研究や解明は十分なされていないのであります。具体的には、活断層周辺の地層や、地層がどのような歴史的過程を経て形成されたのかとか、地質や断層の状態、それが動いた場合の隆起の程度や液状化現象の有無などが、地域別に個別に詳細に明らかにされなければ、震災から市民を守るための十分な対策を立てようがないのであります。地震対策は、活断層の種類や程度、市民が生活をしているその土地土地の地盤や地質の状態を把握して初めて適切で有効な対策を立てることが可能になると考えます。

また、まちづくりに当たっても不適切な計画を進めることによる災害の被害が新たに拡大するような事業は行わないという認識を持って、まちづくりを進めるべきであると考えます。

また、これまでの質問に対して、市長は、活断層の調査、研究は一自治体で行うことは不可能だと答弁を繰り返しています。しかし、寒河江市単独でできないなら、当然国、県に働きかけるとか、周辺の同じ活断層を抱える自治体と共同で研究チームを立ち上げるとかの努力をすべきであります。この問題についての市長の見解を改めて伺いたいと思います。

次に、自主防災組織にかかわる質問を行います。

これは地震に限らないのでありますけれども、災害発生時に被害の拡大を防ぐための住民の共同の取り組みについて伺いたいと思います。

寒河江市には現在20の自主防災組織があるとなっています。隣の天童市などと比較するとまだまだ少ないと思われれます。その組織化を加速させるべきではないかと考えますが、その手だてについて伺いたいと思います。

また、地域の自主防災組織が実際の災害発生時に効果的にその役割を果たせるようになっているかについて伺います。とりわけ、弱者対策についてマニュアルを確立することが大切と考えますが、どうなっているか伺いたいと思います。

さらに、自主防災組織に管理をゆだね、集落や地域単位に保存食糧や飲料水、燃料などを備蓄するシステムを確立すべきではないかと考えます。特に、活断層周辺の集落や地域には重点的に配置する計画を立てることを提案いたします。

次に、地域防災マップの充実について伺います。

寒河江市のどこに活断層が走っているか、どこに軟弱地盤があるか、液状化や土砂崩落の可能性のある地域はどこかなど、市内全域について土地の高低差や地盤や地層、地質について詳細に記した地図に、災害発生時の避難場所や備蓄食糧などの保存場所を重ね合わせた防災マップが作成されるべきだと考えます。市民が日常的にそのことを確認できるように、至るところに配布、常備されなければならないと考えますが、そ

の見解を伺いたいと思います。

最後に、ホームページの積極的活用について伺います。

今柏倉議員も触れましたけれども、寒河江市のホームページへのアクセス数はおよそ60万件に迫ろうとしています。大変な数だと思います。ただ、これは開設当初からの累計のアクセス数で、リピーターが多いことを考えると、必ずしもその数だけで判断はできないのでありますけれども、それにしても大変なアクセス数であります。これに安住せずに、さらに便利に内容も充実させていく必要があると考えます。そのことを踏まえて、以下幾つかの点について提案します。

一つは、寒河江市の条例を含む市政情報の掲載についてであります。

県内12市の、寒河江市を除くホームページと比較すると、行政情報の公開度に大きな開きがあるのがわかります。前問で取り上げた災害時の防災計画や、自治体の憲法や法律とも言える条例の例規集などは、ほとんどの自治体のホームページが掲載しています。私が見るところ、掲載していないのは、先ほど紹介のあった新庄市程度であると思います。どれだけの市民が閲覧するかどうかではなくて、市政情報を可能な限り市民にオープンにするという、行政側の市民に対する姿勢の問題だと思います。この点はぜひ早急に実現すべきだと考えますが、見解を伺います。

さらに、利用者に検索しやすくわかりやすい掲載方法に、さらに工夫を加えるべきだと思います。一つの例として、振興計画や行財政改革についてホームページ上で市民の意見を募っていますが、何度かのクリックを繰り返さないと投稿すべきアドレスまでたどり着かない。しかも、意見を募集していることもわからないようになっています。このような期限を切って多くの市民から意見を募るような場合は、トップページに掲載するとかの工夫が必要ではないかと考えます。そのことについての市長の見解を伺いたいと思います。

以上、誠意ある答弁を期待して第1問を終わります。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

新宮征一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

まず、公共施設の耐震化対策についてでございます。

このことにつきましては、これまでも幾度となくお答えをしておりますが、地震に対する建物の耐震強度で問題となるのは、建築基準法が改正され耐震基準が大幅に強化された昭和56年6月1日より前に建築確認されたものと考えております。これらの施設の耐震強度につきましては調査しなければわからないわけですが、本市におきましては子供たちの安全を第一に考え、学校の耐震化対策から手がけていくこととしております。

そういう観点から、平成15年と16年に学校の耐震化優先度調査を実施してきたところでございます。耐震化対策の今後の具体的取り組みに当たっては、この調査結果を基本としながら、地震に対する建物の耐力の度合いや、避難施設としての重要性などを検討した上で、総合的に判断しなければならないと思っております。

また、耐震化対策には膨大な経費がかかることから、当然財政状況も考慮に入れていく必要があると思っております。このたび、県の新たな補助制度が創設され、中核的公共施設の耐震診断が補助対象となったことから、9月の補正予算の中にそういう中央公民館の耐震診断に要する経費を計上しております。

なお、フローラは昭和56年8月29日の建築確認を経て建設された鉄骨・鉄筋コンクリートづくりの建物であります。建築基準法改正後の基準に基づく建物であることから、十分な耐震強度があるものと理解しております。

次に、個人住宅の耐震診断についてお答えいたします。

阪神淡路大震災からはや10年、昨年は新潟県中越地震、そして最近では去る8月16日に起こった宮城県沖地震と、たび重なる大きな地震により認識を新たにされた方も多いのではないかと思っております。地震による建築物の倒壊等から市民の生命と財産を守ることは重要な課題であると認識しており、災害防止についてはさまざまな分野で周知を図っているところでございます。

個人住宅への耐震診断に対する補助制度の創設という提案でございますが、本市におきましては、建築士など建築関係11団体で構成する寒河江市住宅建設推進協議会と市が主催し、住宅フェアを毎年実施しております。その中で、平成15年度から木造住宅の地震への備えとして、会員の建築士や県の専門的立場の方々による住宅無料耐震診断を他に先駆けて企画し、実施しているところであります。

ことしも10月1日土曜日になりますが、2日日曜日と住宅フェアにおきまして引き続き取り組むことにならしておるところでございます。また、市民の意識啓発の一環として、専門的な知識がなくとも住宅が地震に対して安全かどうかを簡易な診断方法により知り得ることができる「わが家の耐震診断と補強方法」というパンフレットなどを、市役所のカウンターに置きまして提供するとともに、住宅フェア開催時に配布するなど、これまでも市民に対しまして情報提供を行っているところでございます。

県では今年度、村山地域木造住宅耐震化促進プロジェクトを立ち上げ、出張無料簡易耐震診断を実施しております。この耐震診断は、県の専門職員が町内会等に出向き、地震対策の重要性の説明や簡易耐震診断を無料で行うものであり、比較的簡便、概略的に行う診断であります。診断方法は、地盤の状況や基礎コンク

リートのひび割れ状態、筋交い状況、シロアリ被害状況などを聞き取りし、パソコンに図面を取り込み、耐震性を総合的に判定するものであります。

本市ではこの出張無料簡易耐震診断を町会ごとに実施すべく、8月5日号の市報で取り組みについて募集したところ、71町会という多くの申し込みをいただいております。町会を中心にこの事業に積極的に取り組まれることで、最も効率的な啓発につながっていると思っております。

このように、本市での耐震診断方法につきましては、耐震診断のパンフレットにより、みずから行う診断、住宅フェアで実施する診断、そして3番目には県で実施している無料簡易耐震診断と三つの選択肢があるわけですので、御提案の助成制度の創設については考えていないところでございます。

それから、診断技術者の育成についての御質問がございました。

耐震診断とは、現在の建築基準法に適合するかどうかを診断するものでありますので、その専門的な知識を有する建築士が診断に当たることとなります。耐震診断の講習等につきましては、県や社団法人山形県建築設計事務所協会などが主催し、建築士を対象に講習会を開催しております。また、西村山建築士会でも独自に研修会などを開催しております。

それから、耐震補強工事のマニュアル化についての質問でありました。

耐震補強方法等につきましては、先ほど申しあげましたが、「わが家の耐震診断と補強方法」などのパンフレットの中にも載っており、素人でもわかりやすく書かれているところでございます。しかしながら、専門的なことでもありますし、具体的な工事や詳細については専門家に御相談していただきたいと考えております。

それから、低所得者の方や高齢者世帯に対する耐震診断につきましては、今申しあげましたように、町会を単位に出張無料簡易耐震診断に取り組んでおりますので、その中で対応していただきたいと思っております。

家具等の倒壊防止対策につきましては、本市で発行し全戸配布した「わが家の防災ハンドブック」や耐震金具のパンフレットなどにより啓発に努めてきたところであります。今後とも住宅フェアなどのイベントを活用しながら、耐震金具の普及を図ってまいりたいと考えております。

それから、悪徳業者からの被害防止についてでございます。

近年、高齢者をねらった住宅リフォームに名を借りた悪徳商法が社会問題となっておりますが、本市では、高齢者世帯を問わず、住宅リフォームに関する相談は1件も寄せられておりません。これまで市の福祉関係に携わる方々の会合の折に、悪徳訪問販売の手口などの情報が交換されるなど、悪徳商法やおれおれ詐欺対策などの学習会も幾つか行われてきております。今後の対策としましては、高齢者に対する出前講座などによって市民への啓発活動を充実するとともに、ヘルパーを初め高齢者に接する機会の多い方々に情報を提供し、被害発生防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、活断層の調査等についてお答え申し上げます。

活断層については、これまでも申しあげてきたとおり、本市内を走る活断層は山形盆地断層帯でありまして、山形県では山形盆地断層帯を初め、県内を走る四つの断層帯について、活断層の位置や長さ、活動時期、活動間隔を明らかにして活動規模を把握し、地震防災の基礎資料とすることを目的として調査を実施してきたところでございます。これまで何度か説明申しあげてきたところでありますが、調査は平成9年度から13年度までの5カ年にわたって実施され、その調査の結果が県内市町村初め防災関係機関において地震防災対策の推進に役立てるよう、成果報告がなされたところでございます。

その後、県では調査した結果を国に送付し、国の地震調査委員会では、山形盆地断層帯で発生する地震を四つのケースに想定した地表震度の長期評価を行い、公表を行ってきているところでございます。県ではこの国の長期評価を受け、マグニチュード7.8の地震の被害想定調査を行い、山形県地域防災計画における防災対策の基礎となる地震被害想定を見直し、修正を行っております。これにより、県の市町村への防災行政

指導を初め、震度6を想定した防災訓練や、村山地域木造住宅耐震化促進プロジェクトの実施など、地震に関する防災対策の推進が図られてきているところでございます。

本市としましては、市民に地震などに備えた防災対策意識の啓発や、県の耐震診断への参加を広く呼びかけるなどの普及を行ってきているところであり、公共施設の耐震化や山形盆地活断層帯を震源と想定した震災の防災訓練を実施するなどの取り組みも行っているところであります。また、本市の地域防災計画についても県の地震防災対策を受けながら今後見直しを行い、必要な修正を行うよう考えているところであります。

このように、県によって実施された山形盆地活断層帯の調査やその後の評価をもとにした取り組みを進めているところであり、本市の活断層の独自調査や共同での調査活動などの取り組みについては考えておりません。

次に、自主防災組織と防災マップの質問についてお答えいたします。

まず、自主防災組織について申し上げますが、このことにつきましてもこれまで何回かお答えしておりますが、本市では地震等の災害発生時の地域住民の相互協力による避難や人命救助、初期消火等が極めて重要であることから、昭和63年に寒河江市自主防災組織整備推進要綱を定め、順次組織化を推進してきたところでございます。これまでは、土砂災害の発生しやすい地域を重点に組織化を図ってきたところであり、白岩、高松及び醍醐地区において多くの組織化が図られてきております。現在21の自主防災組織がありますが、本年度は白岩地区の陣ヶ峯町会に組織を立ち上げるべく、地域の方々と協議をしているところであり、この組織化で白岩地区については全町会に自主防災組織が設置されることとなります。

御案内のとおり、自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚のもと、自主的に結成する組織であります。市といたしましても寒河江市地域防災計画の中で、地域住民、事業所などによる自主防災組織等の育成、指導に努めるとしておりますので、その必要性や具体的な活動等について説明し、理解を深めていただくとともに、防災備品等の購入に対する助成を行い、組織化を推進しているところであります。今後とも地域の意向を尊重しながら、市内全域の組織化を目指し、組織率の向上に努めてまいりたいと考えております。

自主防災組織の効果的活動のための取り組みについてでございますが、災害発生時に自主防災組織が防災活動を円滑に実施するためには、一人一人がなすべき活動を確実に実行し、全体として統率された動きが必要でございます。そのため、これらの自主防災組織では、日ごろから地域内の融和を図り、連帯意識を強く持たせるとともに、それぞれ規約及び自主防災計画を作成し、危険区域の把握や災害弱者の状況把握、そして初期消火訓練や避難訓練など災害に備えた活動が行われております。市としましては、防災活動が停滞したりマンネリ化したりすることのないよう、組織リーダーの育成、組織間の情報交換、連帯強化等について、引き続き支援してまいりたいと考えております。

それから、地域単位の備蓄システムについてでございます。

本市では平成7年の阪神淡路大震災後、毛布や飲料水などについて一定数量を備蓄しております。食料品等については消費期限があるため、一定期間が経過すれば買いかえる必要があり、数量も大量となるため、継続的な備蓄は困難なのが実情であります。更新の不要な品目等については一定量の備蓄を確保していくことも検討課題としていきたいと思っております。食料品など更新の必要がある品目については、流通段階のものが活用できるような方策がないか検討する必要があると考えております。また、今後においては、自主防災組織自体が地域の公民館やポンプ庫などに必要な物資や食料品などを備蓄し、管理するシステムができないかについても検討してまいりたいと考えております。

それから、防災マップについてでございます。

防災マップとは、土砂災害危険区域や浸水想定区域などを初め、避難場所や公共施設、医療機関、消防施設など必要な防災情報を地図上にあらわしたもので、これにより迅速な避難行動などに役立たせるようにす

るものであります。防災に関する基本的な知識や応急手当の方法、避難場所などについては、防災ハンドブックを作成し、昨年4月に全戸配布しており、土砂災害危険区域についても寒河江市土砂災害危険箇所図を作成し、昨年度の市の防災査察時に、柴橋、醍醐、白岩地区など比較的被害の及ぶ恐れの高いと思われる350世帯余りに対しまして配布してきたところでございます。

水害発生時の浸水想定区域に関しては、最上川の国直轄管理地区間についての国の調査が終了し、浸水想定区域が指定済みとなっておりますが、寒河江川に関しては県において今年度から5カ年計画で県内主要河川についての氾濫解析を行う予定であり、その結果にもとづいて寒河江川についても浸水想定区域を指定する計画と聞いております。これらのことから、県の浸水想定区域指定に合わせ、洪水に関する災害予測図を作成してまいりたいと考えております。

防災マップの作成は、土砂災害と洪水災害合わせた総合的な防災マップとし、避難場所や公共施設、医療機関、防災施設などのほか、防災用品一覧や非常時連絡先など、防災ハンドブックの内容を盛り込んだ総合的なマップとしたいと考えております。また、学区単位にするなどのわかりやすく見やすい工夫を加えて作成し、配布したいと考えております。

次に、情報の公開手段でのHPの積極的な活用についてでございます。

そのホームページでございますが、情報通信技術の発展により、市内においても通信回線の整備、さらにパソコンを初めとした情報機器の普及により、市民のインターネット利用人口も確実にふえているのではないかと考えております。このインターネットは、多くの人々に向けて情報を発信するには極めて便利で有効な情報伝達手段であると考えております。

本市では、平成10年8月にホームページを各課からの情報をもとに開設いたしまして、情報の提供を行っております。ホームページの開設時には、市の観光物産情報やイベント情報を主体に情報の提供を始めておりますが、平成13年10月には、市民サービスの向上を図るため、市ホームページ上に申請書等の様式を公開し、市民がインターネットを介して取り出せるよう、様式のダウンロードサービスをしております。さらに、ことし3月に市民のニーズ等を勘案し、ホームページ全体を見直し、行政情報を主体としたものに変更したところであり、迅速な情報提供や魅力あるページづくりに努めているところであります。

ホームページの情報更新については、市報の定期刊行物については発行後直ちに、その他の情報については随時更新を行っております。昨年8月からことし7月末までの1年間で13万3,000件ほどのアクセス件数があり、開設当初から今日までは55万件ほどとなっております。今後、市ホームページの充実、行政情報提供について、さらなる拡充を図りたいと考えております。

その一つとしまして、このほどの第5次寒河江市振興計画、寒河江市行財政改革大綱の策定に向けて、委員会での経過や第5次寒河江市振興計画基本構想の案、寒河江市行財政改革大綱の案を掲載し、電子メールにより広く市民の声を募っているところであります。このように、市が保有する各種計画など、これからも行政情報の掲載をふやし、情報提供に積極的に努めてまいりたいと考えております。

また、市の条例をホームページに掲載してはどうかということでございますが、掲載するに当たっては情報量が莫大な量となることでかなりの時間を要することや、目的とする情報がいかに探しやすいかを考慮する必要があるかなど、さらに検索を容易にするためのシステムづくりには多額の費用を要する課題があり、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。以上です。

新宮征一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 懇切丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございました。

いろいろ質問したので、答弁も多岐にわたる答弁になったと思います。

今回は震災対策に焦点を絞って質問をしたのでありますけれども、阪神淡路大震災の教訓や仙台宮城沖地震、あるいは仙台の宮城北部直下型の地震、あるいは新潟の地震等々の教訓から相当な情報が発信されております。その中で、最大の教訓は、いわゆる個人住宅の倒壊、全半壊損壊、あるいはそこからいろんな人命の殺傷、あるいは怪我、財産の喪失に至ることが明らかにされています。しかも、その損壊や倒壊の多くが実は古い建築物にあったということが明らかにされています。

私は今までの努力を多としながらも、より市民が耐震対策に取り組めるような行政としての努力が必要ではないかということで、具体的に耐震調査に対する助成というものを提起したわけでありまして、確かに目視あるいは聞き取りなどによる調査もあることはあります。しかし、現実に一戸一戸のうちの家庭の天井に潜ってみたり、地下に床下に潜ってみたり、あるいは柱の強度、あるいは強さ、太さ、あるいは土台の状態等を目視して、きちんとした判断を下すというには一定のやはり費用がかかります。

住宅フェアでやっている、あのいわゆるボランティアによる診断は、非常に戸数が限られておりまして、本当にこれ殺到した場合は実際には対応できないというような状態のようでして、もう少し行政としてどれほどの戸数が今現在建築基準法以前の建物として存在するのか、あるいは一人暮らしやお年寄りの高齢者住宅が、その中でどのくらいあるのかをきちっと拾い出して、そのための対策というふうに焦点を絞って、しかもしっかりとした調査をする。そのためには、一定の費用がかかる場合は助成もするというふうな姿勢が必要なのではないかというふうな意味の提起なわけでありまして、

それで、パソコンによる県の無料診断も、実は、例えば人間ドックで寒河江の場合ですと成人病センターで胃の検診から始まって血液の検査等まできちっと実際人間の体に当たって検査をするのが人間ドックなんですけれども、今全国的にはコンピューター診断というのがはやっていまして、コンピューターに必要なデータを打ち込むと即座に判断してくれるというふうな安上がりな診断方法がありまして、それで人間ドックにかわるものとしてやっている自治体も幾つかあるようです。それと同じで、実態に即した診断ができるかどうかといいますと、生身の体を検査するというのとはかなり違ったものになるというようなことが言われておりまして、それで、それがだめだというわけではありませんけれども、それで用済みだというふうにはならないのではないかと。

私の近所にも、一人暮らしの高齢者のおばあちゃんがありますけれども、指でつつくと倒れそううちに住んでいますけれども、やはりそういうところに行政の手を差し伸べていくと。私たちもちょくちょく顔出して様子を伺っていますけれども、気丈に暮らしております元気でありますけれども、いざ直下型の地震が来た場合は大変なことになるんじゃないかというふうに思っています。こういう人たち、県にこれ当たって診断をして必要な耐震工事に進めるように促していくというような努力が、一つ一つの努力の積み重ねが大きな被災を防ぐことにつながるのではないかと。

そのための、いわば呼び水としての耐震診断をやっていく必要があると。東北でも宮城県はそうだけれども、県全体として取り組んでいますけれども、岩手県あたりでも大船渡市などでは単独、自治体単独でやっています。今度建設経済でも視察に行くという予定はしていますけれども、愛知県の安城市などでも県全体で取り組んでいる一環として市としてやっているんですけれども、これは全額公費負担で診断をするというふうな非常に進んだやり方をしているようでありまして、こういうふうに腰の据えた取り組みが必要なのではないかということを言いたいわけでありまして、

同時に、これは住宅の耐震化につながるわけでありまして、地域の建設屋さんとか大工さんなどに仕事がふえていくということにもつながるわけでありまして、地域経済の活性化にもつながるのではないかと。

それから、家具の倒壊の問題では、特にこれもお年寄りの世帯なんですけれども、ホームセンターなどで売っている器具などでちょっと締めればできることなんです、これがなかなか一人ではできないんですね。それで、そういうものについてのボランティア隊を組織するとか、そういうふうな呼びかけをやってもいいのではないかとというふうに思います。

それから、市長は悪徳商法は被害の報告はないということを行いましたけれども、それは行政になかったのかなと思いますが、シロアリの苦情ということで現に私相談受けておりまして、弁護士をかけて今対策、対応をとっていますけれども、市内にも相当入り込んできています。

それから、つい先日は消火器の訪問販売で、べたで入れられたという地域があります。これは新しい何だ、消防法とかで設置が義務づけられているんだとかと言って、強引に消火器を置いていったというふうな事例も現にこの寒河江で起こっています。こういうものをきちっと情報を行政としてもキャッチをする、あるいは警鐘を常に鳴らしていくということが必要だし、その対策も打っていく必要があるんだろうというふうに思います。

そういう立場での質問だったわけでありまして、ぜひその前向きに考えていただきたいというふうに思います。

それから、防災マップ、自主防災組織と防災マップのことでありますけれども、私は震災の問題に焦点を絞ってお聞きしたいのですが、今の防災マップはいわば土砂災害を中心にした防災マップではないかというふうに思います。この活断層が動いた場合のことについては、まだできていません、と思います。少なくとも私は耳にしたことがありません。これの作成が急がれるのではないかと。

それで、東京の国分寺市の防災マップを拝見する機会があったんですけれども、非常に詳細です。ほぼ市の全域について、高低差は当然ですけれども、断層のある箇所、それから液状化が起こりそうな場所、軟弱地盤の場所等々実に詳細に、市の全域にわたってその地図に落としてあるわけです。しかも、その中で避難場所についても非常に詳細に指定してある。しかも、写真つきであったんですけれども、それぞれの都市公園等々について、あるいは公民館、学校の避難場所については、ちゃんと日常的にこうわかるように掲示してあるわけですね。何々学区避難場所というふうになっておりまして、非常にわかりやすいものだったわけでありまして、こういうものをやはり急いでつくる必要があるんじゃないかと。

それから、これは東京での経験、いろいろな東京の各地の経験からのようなんですけれども、井戸、井戸をたくさん掘って、緊急の場合の飲み水、飲料水の確保、あるいは生活水の確保に充てるというふうな取り組みがなされています。これが今あちこちで広がっているようなんですけれども、水道管が破裂するとか、そういう中で長岡の場合もそうでしたけれども、飲料水の確保が非常に大きな問題になっていたわけでありまして。そういう場合に掘り井戸があると、当座の飲み水を確保することが可能になるということで、一定地域地域に井戸を掘って飲料水用に確保しておくというふうな取り組みが始まっているようでありまして。こういうことも市の計画の中に入れてもいいのではないかと。

食料等の備蓄等についても今後検討したいということなので、ぜひ期待をしたいと思います。

それで、寒河江市の防災計画のことも市長は触れましたけれども、これなかなか目に触れる機会がないんですね。図書館とか市役所内部には常備してありますけれども、一般市民はこれをなかなか目にする機会がないし、読んでも非常に専門的でよくわからない。それで手引き書がつくられたと思うんですけれども、これももう少し広範囲に普及していく必要があるのではないかと。さっき言ったホームページ上にもそれを載せる必要があるんじゃないかと言ったのはそういう意味ですけれども、よりこれを具体的にした防災計画を策定する必要があるのではないかとというふうに思います。

例えば、避難場所についても、例えば陵東のグラウンドなんて指定した場合ですけれども、体育館ですか、収容人員が1,500人とかとなっていて、あの体育館に1,500人入ったらどうなるんだろうというふうに思いますけれども、もう少しこう現実的な計画書をつくっていく必要があるし、そういう取り組みをぜひや

っていただきたい。

それから、災害発生時の避難場所についても公共施設が中心ですけれども、民間の施設なども視野に入れて確保していく必要があるのではないかと。いざというときの避難場所あるいは退避場所として企業の施設等々について、日ごろから連絡をとってお願いをして、いざというときにはお借りをするというふうな取り組みも必要なのではないかというふうに思います。

それから、ホームページについては、13市、詳しく全部見たわけではないんですけども、それぞれ工夫してあって、そして努力の跡がしのばれて、結構見る人も多いんだろうなあというふうに思いながら拝見しましたけれども、寒河江市のものについても最近のリニューアルした後のホームページについても時々見ますけれども、もう少し調べやすいホームページにしていいただいたらどうかなというふうに、さっきも言いましたけれども思います。行革の、あるいは振興計画に対する意見の「寄せてください」というのも実は3回ですか、3回ぐらいクリックしないとそこにたどり着けないんですよ。本当はこれは「意見を募集しています」というふうに一面のトップに載せて、「ここをクリックすれば入れますよ、そこに」というふうにするとか、最新のリニューアル情報については、やはり一面トップでぼんと出していくとかというふうな工夫が、これは簡単にできますし、そういうのをやったらどうかということが一つあります。

それから、行政情報の中で最大のものはやはり例規集であります。私もある人から言われたんですけども、「寒河江はそういう点ではちょっと遅れているよ」というふうに言われました。検索の方法についてどうのこうのとありますけれども、とりあえず載せるということが大事なのであって、その後いろいろ改善していくことが可能ですけれども、だって寒河江より財政規模の小さい自治体がやっているわけですからね。そういうので余り難しく考えないで掲載をしていくということが大事なのではないかというふうに思います。

大ざっぱにでありましたけれども、第2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 また何点かに御質問がございました。

いずれかの機会にも申しあげましたとおり、災害というような問題に対応するには、やはり自助、それから共助、公助という考え方が私は大切なのではないかなとこう思っておりまして、自分自身で身を守るという気構え、それからお互い地域同士の中で助け合うと。そしてまた、行政は行政、あるいは団体機関はまた一緒になって対策に当たるといったことが必要なわけだとこのように思っております。

そういう考え方からいえば、先ほども答弁申しあげましたように、こういう個人の住宅ということになりますれば、やはり自分のうちがどうなっておるか、そして自分はどこに気をつければいいのかというようなことを自分で診断するというのも、これも必要だろうとこう思っておりまして、そういう意味でこういうチラシなり診断書が出ておるわけでございますし、また、それに応じて今度は何を、転倒するという被害がある、あるいはそういう防止策として、どう自分の家屋に必要なのかなというようなことは、こういう調査なり、あるいはそれに対応するところの防止策というものが出来ておるわけでございますので、そういうものを十分に具体的に個人がお使いになっていただく、あるいは相談させていただくということが望まれるとこう思っております。

このわが家のハンドブック、防災ハンドブックなどもお渡ししましてから、全戸配布しましてからしばらくになるわけではございますけれども、どの程度活用されているか、あるいは見直して下さっていらっしゃるかなというような気持ちでおるわけでございますので、いずれこういう防災ハンドブックにいたしましても、先ほど防災マップの話が出ましたけれども、どこに避難場所がある、どこに井戸がある、どこが安全だとかというようなことを、あるいは危険な土砂崩れ箇所がどこだとかと、なるべくそれを大きくしたもので、地域、学区単位ぐらいになるべくこうわかりやすいようなものを、常に目に触れるようなところに置いておくということが、私は必要じゃないかなとこう思っておるわけでございます。

そんなことから1問に答弁したところでございますので、要はやはり資料が行ったり、あるいはパンフレットが配布されたり、あるいはホームページにしましても、やはり常にそれを閲覧し、それをこう我が身のものとして活用する、利用するということが非常に私は求められておるのではないかなと、このように思っておるところでございます。それなりに市としましても対応をしていこうとこう思っておるところでございます。

あと、ホームページについての御注文もございましたけれども、第1問で答弁申しあげたようなことで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

新宮征一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 これは今回で終わりというような問題ではありませんで、引き続き取り上げていきたいというふうに思います。

ただし、市民の認識の問題があるんです。つまり、いわゆるマグニチュード 7.8の地震というのがどのような地震なのか。これはもう体験していないわけですからわからないんですよね。ですから、そこに危険性を感じる人がいれば、何も感じない人もいます。あるいは、万全の体制をとれる金持ちもいるし、ほとんどその対策がとれない貧しい方もいます。あるいは、強者もいれば弱者もいます。

そういう中で行政がとるべき選択肢は、まず弱者、高齢者、あるいは情報が入らない人に徹底して情報を伝達する。こういう努力をどれだけやるかにかかっているわけです。しかも、あわせて、こういう行政としては対策をとりますよ、とっていますよというふうな情報の伝達を繰り返し、繰り返し行うことが大事だし、あともう一つ大事なのは、災害が、地震が起きることは防げないけれども、災害は防ぐことができる。これはどういう意味かといいますと、例えば、地域の脆弱な地域、あるいは住宅密集地における道路の狭さ、あるいは軟弱地盤の上に土地開発をするというようなことを、さまざまな対策を立てることによって未然に防ぐことは可能なんです。そういうふうな努力を行政としてもやる必要がある。そういういろんな複合的な取り組みがあって初めてこの災害から住民を守れる。

しかも、市長は自助というふうなことを言われました。しかし、実は全国的な今流れとして、個人の災害補償についても公的な責任で行うという方向になってきています。そういうふうな、阪神大震災あたりではそこは全くなかったんですね、そういう傾向は。その後、いろんな被災地の努力、あるいは関係者の運動の積み重ねによって、実は個人の災害補償にまで行政が踏み込むようになってきているわけですので、その自助というだけで物事は解決しない時代になってきているし、住宅を守る、個人住宅を守るということは、いわゆるコミュニティーを守るということにもつながるわけでありまして、社会性が非常に強い性格のものであるという認識にも今なってきているようでもありますので、ぜひそこら辺の認識を再度持っていて、行政としての取り組みを一層強めていただきたいということを要望して質問を終わります。

平成17年9月第3回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 自助、共助、公助と申しあげまして、何も自助だけを私言っているわけではございませんから、一体となつてとこういふことでございますから、その辺は御理解していただかなければ、私の意図するところが曲げられては困ります。

平成17年9月第3回定例会

散 会 午後1時50分

新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。